



2025 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 リ ン カ ー ズ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 前 田 佳 宏
(コード番号：5131 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 江 頭 宏 一
(TEL：03-6822-9585)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 24 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年11月14日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000株
(3) 発行価額	1株につき199円
(4) 発行価額の総額	19,900,000円
(5) 割当予定先	取締役3名 100,000株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023 年 9 月 22 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025 年 10 月 24 日開催の第 14 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、対象取締役に対して、年額 3,000 万円以内の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要は、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額 3,000 万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年 100,000 株以内といたします。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われる場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

なお、本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、本制度により付与される譲渡制限付株式には 3 年間から 5 年間で取締役会が定める期間の譲渡制限を付しております。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営

業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利とされない範囲において、取締役会で決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式について第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績、各取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、取締役3名に対し、金銭報酬債権合計 19,900,000 円を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として 払込み、当社普通株式 100,000 株を発行することを決議いたしました。

なお、譲渡制限期間については、3年間としております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株式発行に伴い、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１） 譲渡制限期間

2025 年 11 月 14 日～2028 年 11 月 13 日

（２） 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」という。）の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間中に、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も退任又は退職した場合には、第 14 期定時株主総会の開催日を含む月から退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した結果得られる数（ただし、計算の結果、1 を超える場合は 1 とする。）に、本株式数を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）につき、退任又は退職後、当社取締役会が別途決定した時点（死亡による退任又は退職の場合は、退任又は退職の直後の時点）をもって、譲渡制限を解除する。

（３） 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部について当然に無償で取得する。

（４） 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる

株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、第 14 期定時株主総会の開催日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの月数を 12 で除した結果得られる数（ただし、計算の結果、1 を超える場合は 1 とする。）に、本株式数を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（５） 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、

対象取締役がみずほ証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額については、恣意性を排除するため、2025 年 10 月 23 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 199 円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上